

(農林水産委員会)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法第二八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中、将来にわたり国民への食料の安定供給を確保するには、国内農業の食料供給力の強化と食料自給率の向上が必要であるため、水田を最大限に活用し、自給率の低い大豆・麦等の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用米等の本格生産を今後継続して推進することにより、関係者が米粉用、飼料用米等に安心して取り組むことができる措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めることとする。

二、米穀の生産者と米粉等の製造事業者は、新用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造等までの一連の行程の改善を図るため、共同して生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

三、民間企業等は、米粉及び飼料等の原材料に適した稲の新品種の育成を行う場合、新品種育成計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

四、生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定を受けた者に対して、農業改良資金の償還期間の延長、
稲の新品種登録出願料の減免等の特例措置を講じることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

六、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定
について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとする。